

群馬大学大学院 パブリックヘルス学環（博士後期課程）

設置の趣旨等を記載した書類 別紙資料

資料 1	履修モデル・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資料 2	カリキュラムツリー・・・・・・・・・・	5
資料 3	修了までのスケジュール・・・・・・・・	7
資料 4	研究倫理審査体制の規程・・・・・・・・	9
	4-1 群馬大学行動規範	
	4-2 群馬大学科学者行動規範	
	4-3 国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程	
	4-4 国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規	
	4-5 国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する計画	
	4-6 国立大学法人群馬大学データ利用倫理審査委員会規程	
	4-7 群馬大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会規程	
	4-8 国立大学法人群馬大学遺伝子組換え実験等安全管理規程	
	4-9 国立大学法人群馬大学動物実験安全管理規程	
資料 5	国立大学法人群馬大学教職員就業規則・・・・・・・・	49
資料 6	大学院学生研究室見取図・・・・・・・・	65

◎履修モデル

パブリックヘルス学環 社会健康医学プログラム（学位：博士（社会健康医学））

対象となる者： 社会健康医学系の大学院修士課程修了者

養成する人材： 疾病予防・医療・介護等のヘルス分野における専門知識・技術にデータサイエンスの知見を融合させた高度な実務・研究能力を有し、パブリックヘルスの実務・研究・教育における指導的立場に立つ人材を育成する。

年次・学期 科目区分	1年次		2年次		3年次		修了要件 単位 16
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
特別研究 (必修)	特別研究(8) 博士論文審査						8
基礎科目 (必修+選択)	研究倫理(1) 研究倫理(e-learning)(1)						2以上
専門科目 (必修+選択必修)		社会医学講義(2) 臨床疫学特論(2)					6以上
	システマティック・レビュー実習(1) 医療サービス研究・質評価実習(1)						

パブリックヘルス学環博士後期課程 カリキュラムツリー

1年次	2年次	3年次
基礎科目 ・研究倫理（e-learning含む） ・医科学英語論文作成演習 ・医療人のための教育学Ⅰ ・医療人のための教育学Ⅱ ・医学哲学・倫理学セミナー ・保健学特別セミナー ・社会貢献促進セミナー		
専門科目 ・臨床疫学特論 ・システマティック・レビュー実習 ・社会医学・行動科学 ・医療政策学・医療経済学特講 ・医療サービス研究・質評価実習 ・医療の質・安全学講義Ⅰ ・医療の質・安全学演習		
特別研究 ・パブリックヘルス特別研究 研究計画作成 研究の遂行 ■中間発表会 博士論文作成		
必要に応じて パブリックヘルスの知識が不足している人、詳しく学び直したい人は修士課程の科目を履修 （大学院共通科目4科目、教育専門コア科目6科目が履修可能）		
		論文審査 最終試験 論文発表会 学位取得



群馬大学行動規範

平成20年 7 月 1 日 学長裁定

改正 平成25年 3 月 1 日 平成27年 4 月 1 日

群馬大学は、現代社会の諸課題に意欲的かつ創造的に取り組む人材を育成するとともに、最先端の創造的な学術研究を推進し、その成果を地域社会並びに広く社会全般に還元することを目標としている。

そのため、全ての役員及び教職員は、群馬大学を構成する一員として社会の信頼に応えなくてはならない。

以下に、群馬大学が求められている社会からの信頼に応えるため、役員及び教職員の基本的な心構えとして、行動規範を策定する。

1. 群馬大学の役員及び教職員は、自らの使命及び責務を自覚し行動するとともに、常にその行動が社会から注視されていることに留意し、絶えず高い倫理観を持って職務を遂行するものとする。
2. 群馬大学の役員及び教職員は、法令や関係規則等を遵守し、常に良識ある社会の一員として、公正性・公平性・透明性を確保し業務を遂行するとともに、特に社会からの信頼に応えるため、疑惑や不信を招くような行為を厳に慎み、併せてこのような行為を未然に防ぐことに努めなくてはならない。

群馬大学科学者行動規範

平成 19 年 4 月 1 日 学長裁定

改正 平成 28 年 4 月 27 日

群馬大学は、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、独創的な科学研究を展開するとともに、基礎科学と実践的・実学的研究との融合を図りつつ、時代と社会の要請に応じた新しい知の創造を目指している。そのため、本学において研究活動を行うすべての科学者には、深遠な学理とその応用を考究する者として、社会からの信頼と負託に誠実に応えるべき責務が求められている。科学がその健全な発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立することが必要である。これらの基本的認識に立ち、本学に所属する科学者個人の自律性に依拠する行動規範を次のとおり策定する。

1. 科学者は、自ら生み出す専門的知識や技術の質を高めるために恒常的な努力を継続するとともに、得られた成果の活用により、人類の福祉と社会の発展に貢献する責務を有する。
2. 科学者は、学問の自由の下に、自らの専門的判断により真理を探究するという権利を享受できることが、社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究活動において、常に誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正当性を客観的、科学的に立証するために最大限の努力を払い、専門的分野における科学者相互の評価に積極的に参加する。
3. 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究データの捏造、改ざん、盗用は行わないことはもとより、研究結果に対する社会や科学者相互の評価と批判を可能とするために、その科学的根拠の透明性を保持する責務を有する。また、科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする公正な研究環境の確立にも積極的に取り組む。
4. 科学者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。
5. 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。
6. 科学者は自らの判断と行動において、常に個人と組織、異なる組織間の利益相反に注意を払い、公共性を重視して適切に対応する。また、他者の業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

附 則

この行動規範は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この行動規範は、平成 28 年 4 月 27 日から施行する。

国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程

令和元. 11. 1 制定
改正 令和元. 12. 2 令和 2. 4. 1
令和 3. 4. 1 令和 4. 4. 1
令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	研究者等の責務（第3条）
第3章	組織の責任体制（第4条－第7条）
第4章	研究活動における不正行為に関する通報・相談窓口（第8条－第10条）
第5章	研究活動における不正行為に関する調査（第11条－第26条）
第6章	雑則（第27条－第33条）
附則	

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則（以下「推進規則」という。）第12条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為を防止すること及び研究活動における不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この規程において「公正な研究活動」とは、本学における研究活動において、公正かつ本学の理念及び目標に照らし合わせて適正な活動をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されている非常勤を含む役員及び教職員、学生並びに本学の運営に携わる者で本学において研究活動を行う者をいう。

3 この規程において「コンプライアンス」とは、推進規則第2条に規定するコンプライアンスをいう。

4 この規程において「研究活動における不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、二重投稿及び不適切なオーサiershipをいう。

5 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

（2）改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（3）盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（4）二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する

こと。

(5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。

6 この規程において「特定不正行為」とは、前項第1号から第3号までをいう。

7 この規程において「学部等」とは、推進規則別表に規定する学部等をいう。

8 この規程において「研究倫理教育」とは、本学において公正な研究活動を推進し倫理規範を修得等させるために実施するものをいう。

9 この規程において「法令等」とは、公正な研究活動に関し適用を受ける法令、当該活動の取扱いに関する定め及び本学の諸規則をいう。

第2章 研究者等の責務

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、本学の理念、目標、群馬大学行動規範、群馬大学科学者行動規範及び法令等に照らし、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観を持って行動しなければならない。

2 研究者等は、不正を行わない、不正に荷担しない、他者に対して不正をさせない及び不正を黙認しない行動をとらなければならない。

3 研究者等は、研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。

4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。なお、保存・管理すべき研究資料等の詳細、保存方法等については別に定める。

第3章 組織の責任体制

(最高責任者)

第4条 推進規則第3条に規定するコンプライアンスの推進に関する最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、本学の研究活動における不正行為の防止等について統括し、最終責任を負うものとする。

2 最高責任者は、第5条及び第6条に規定する各責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止及び研究活動における不正行為に関する措置を行うことができるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高責任者は、研究活動における不正行為防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(総括研究責任者)

第5条 本学に、最高責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止等について本学全体を統括する責任及び権限を持つものとして、総括研究責任者を置く。

2 総括研究責任者は、理事（研究・企画担当）をもって充てる。

3 総括研究責任者は、基本方針に基づき、研究活動における不正行為を発生させる要因を把握し、研究活動における不正行為防止計画を策定、実施するものとし、その実施状況を最高責任者に報告する。

4 総括研究責任者は、次条に規定する研究倫理教育等責任者に対し、研究倫理教育の実

施を指示する。

- 5 総括研究責任者は、研究倫理教育を受講していない研究者等を研究活動に従事させないことができる。

(研究倫理教育等責任者)

第6条 本学に、学部等において研究活動における不正行為の防止等について責任及び権限を持つものとして、研究倫理教育等責任者を置く。

- 2 研究倫理教育等責任者は、推進規則第5条に規定するコンプライアンス推進責任者をもって充てる。

- 3 研究倫理教育等責任者は、総括研究責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学部等において研究活動における不正行為防止対策を実施し、実施状況を総括研究責任者に報告する。

- (2) 学部等内の公正な研究活動に関わる全ての研究者等に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- (3) 学部等における公正な研究活動の実施状況等をモニタリングし、必要に応じて研究者等に改善を指導する。

- 4 研究倫理教育等責任者は、実効的な管理監督体制を構築するため、必要に応じ、研究倫理教育等副責任者を任命し、研究倫理教育等責任者の業務を補佐させることができる。

- 5 研究倫理教育等責任者は、研究倫理教育等副責任者を任命した場合、速やかに総括研究責任者に報告しなければならない。

(研究行動規範委員会)

第7条 研究活動における不正行為の防止を推進するため、最高責任者の下に研究行動規範委員会を置く。

- 2 研究行動規範委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究活動における不正行為防止に係る重要事項を審議すること。

- (2) 研究活動における不正行為防止計画の策定及び実施の進捗管理に関すること。

- (3) 研究活動における不正行為発生要因の把握、発生要因に対する改善策の策定及び実施に関すること。

- (4) 研究活動における不正行為におけるコンプライアンスの状況及び実施体制に関すること。

- (5) その他研究活動における不正行為防止の推進に当たり必要な事項

- 3 研究行動規範委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括研究責任者

- (2) 教員のうち学長が指名する者 6人

- (3) 研究活動に関し識見を有する学外者 若干人

- (4) 法律に関し専門知識を有する学外者 1人

- (5) 研究推進部長

- (6) その他学長が指名する者 若干人

- 4 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 研究行動規範委員会に委員長を置き、第3項第1号の者をもって充てる。

第4章 研究活動における不正行為に関する通報・相談窓口

(研究活動における不正行為の相談・告発窓口)

第8条 研究活動における不正行為に係る相談（以下「相談」という。）及び研究活動における不正行為に係る告発（以下「告発」という。）の受付は、国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程第3条に規定する通報窓口（以下「通報窓口」という。）において行う。

- 2 通報窓口に相談又は告発（以下「告発等」という。）があった場合は、通報者の保護に配慮し、原則として速やかに最高責任者及び総括研究責任者に報告する。

(告発及び相談)

第9条 告発は、原則として別紙様式に定める申立書により行う。

- 2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、研究活動における不正行為を行ったとする研究者等、研究活動における不正行為の態様等、事案の内容が明示されるときともに、研究活動における不正行為とする合理性のある理由が示されている場合限り、受け付けるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動における不正行為を行ったとする研究者等、研究活動における不正行為の態様等、事案の内容が明示されるときともに、研究活動における不正行為とする合理性のある理由が示されており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の顕名の告発に準じて取り扱うことができる。

(1) 匿名による告発があった場合

(2) 外部機関から研究活動における不正行為の疑いの指摘があった場合

(3) インターネット上に研究活動における不正行為の疑いが指摘され、本学が指摘内容を確認した場合

(4) 最高責任者が必要と認めた場合

- 4 告発者及び相談者の秘密を守るため、個室での面談等の適切な措置を講じなければならない。

- 5 被告発者を陥れるため、又は被告発者の業務を妨害する等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること及び本学に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）のある告発等は、受け付けない。

- 6 告発を受け付けたことを告発者が知り得ない方法による告発があった場合は、最高責任者は、告発者（匿名の告発者を除く。）に告発を受け付けた旨を通知する。ただし、調査結果が出る前に匿名による告発者の氏名が明らかになった場合は、顕名による告発者として取り扱うことができる。

- 7 最高責任者は、告発の意思を明示しない相談については、告発に準じ研究行動規範委員会が内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、相談者に対して告発の意思の有無を確認することができる。

- 8 最高責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容並びに相談者について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよ

う、関係者の秘密保持に努めなければならない。

- 9 最高責任者は、本学以外の機関から本学に係る告発の回付があった場合は、当該告発があったものとして取り扱うことができる。
- 10 最高責任者は、本学にあった告発が本学以外の機関で調査を行うことと認められる場合は、本学以外の機関に当該告発を回付する。
- 11 最高責任者は、研究活動における不正行為が行われようとしている又は研究活動における不正行為を求められているという告発等については、研究行動規範委員会が当該内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うことができる。
- 12 最高責任者は、被告発者が教職員及び本学において主として施設・設備を利用している研究者（以下「教職員等」という。）でない場合は、被告発者の所属する機関に告発等を回付することができる。
- 13 最高責任者は、教職員等でない被告発者に対し警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

（告発者・被告発者の取扱い）

第10条 悪意のある告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止する等の不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 研究活動における不正行為に関する調査

（合同調査等）

第11条 被告発者が、教職員等である場合は、原則として、本学が告発された事案の調査を行い、本学を含む複数の機関に所属する場合は、原則として、被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、合同で調査を行う。ただし、合同で調査を行う場合は、当該事案の内容等を考慮し、調査に関する必要な事項を協議の上、調査を行う。

- 2 本学は、被告発者が教職員等であり、本学以外の機関に所属しているときの研究活動に係る告発、又は被告発者が本学以外の機関の教職員等であり、教職員等のときの研究活動に係る告発があった場合は、合同で調査を行う。
- 3 合同で調査を行う場合は、被告発者が教職員等に関わらず、真摯に調査を行わなければならない。
- 4 告発者が、調査開始時又は当該事案に係る研究活動時に、本学を含むいずれの機関にも所属していない場合及び事案の調査が極めて困難により、国等が調査を行う場合は、その調査に誠実に協力しなければならない。
- 5 最高責任者は、必要に応じて、本学以外の機関に、調査を委託又は協力を求めることができる。

（学部等調査委員会）

第12条 最高責任者は、告発受付後、当該学部等に学部等調査委員会を置く。

- 2 学部等調査委員会は、最高責任者の下、本学における研究活動における不正行為に対

し毅然とした立場において対応し、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

- 3 告発前に取下げられた論文等に係る告発の場合は、取下げに至った経緯又は事情を含め予備調査を行う。
- 4 学部等調査委員会は、前2項の予備調査のほか、必要に応じ本調査の専門的事項を調査する。
- 5 学部等調査委員会委員は、最高責任者が指名する者、研究分野の専門家、被告発者の所属する学部等以外の者で構成する。
- 6 学部等調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て、学部等の事務において処理する。

(予備調査)

第13条 学部等調査委員会は、本調査の可否を告発の受付から30日以内に決定し、最高責任者に報告する。

- 2 学部等調査委員会は、予備調査中に本調査が必要と告発の一部において決定した場合、最高責任者に報告する。なお、学部等調査委員会は、告発の全てについて予備調査を行う。
- 3 最高責任者は、本調査を行わないと決定した場合は、その旨と理由を付して告発者に通知し、国等及び告発者の求めに応じ、予備調査結果及び関係資料等を開示する。
- 4 最高責任者は、本調査を行う決定をした場合は、告発のあった事案が国等に係る特定不正行為の場合においては国等にその旨を報告しなければならない。

(研究活動における不正行為に係る調査委員会)

第14条 最高責任者は、前条第1項又は第2項の報告に基づき、本調査が必要と認めた場合は、研究活動における不正行為に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、本学における研究活動における不正行為の調査・審査を行うとともに調査結果を元に研究活動における不正行為防止策の提言を行う。
- 3 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 総括研究責任者
 - (2) 教職員のうち最高責任者が指名する者 若干人
 - (3) 研究活動における不正行為事案に関し識見を有する学外者 若干人
 - (4) 法律等に関し専門知識を有する学外者 若干人
- 4 調査委員会は、委員の半数以上が前項第3号及び第4号に規定する委員で構成されなければならない。
- 5 調査委員会委員は、公正かつ透明性の確保の観点から、告発者及び被告発者と不正を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害がない等の直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
- 6 調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。なお、委員長が前項に規定する利害関係を有する者に該当するときは、最高責任者が改めて指名する理事又は副学長をもって充てる。
- 7 調査委員会委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を

代行する。

- 8 調査委員会委員の任期は、研究活動における不正行為事案の調査・審査が終了するまでとする。
- 9 調査委員会は、委員の過半数以上の出席があり、出席者に第3項第3号又は第4号の委員が含まれていなければ、会議を開くことができない。
- 10 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、調査委員会委員長の決するところによる。
- 11 専門的事項の調査が必要な場合及び調査委員会委員長が必要と認めた場合は、調査委員会に学部等調査委員会を置くことができる。
- 12 調査委員会委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 13 最高責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知する。
- 14 告発者及び被告発者は、前項の通知を受け取った日から14日以内に異議申立てをすることができる。
- 15 最高責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、その申立てを第7条に規定する研究行動規範委員会において審査させ、必要であると認められる場合は、調査委員を変更し、告発者及び被告発者にその旨を通知する。

(本調査)

第15条 最高責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、告発者及び被告発者に、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。

- 2 被告発者が、本学以外の機関に所属しているときは、当該機関にその旨を通知する。
- 3 調査委員会は、本調査を行う決定後、30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 4 調査委員会は、本調査の開始後、原則150日以内に本調査を完了し、最高責任者及び研究行動規範委員会に調査結果を報告しなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査において、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者及び被告発者に告発者が特定されないよう配慮しなければならない。

(調査方法)

第16条 本調査は、告発があった事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング及び再実験により行う。なお、被告発者の弁明は、必ず聴取しなければならない。

- 2 被告発者の弁明は、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 3 告発のあった事案に係る研究活動以外の活動は、必要に応じて本調査を行う。
- 4 再実験等を被告発者に求める場合又は被告発者からの申出があった場合、調査委員会、調査委員会が合理的に必要と認めた範囲内で、その指導・監督の下で被告発者に再実験をさせることができる。
- 5 告発のあった事案に係る被告発者以外の研究活動関係者においては、必要に応じて本調査を行うことができる。
- 6 調査委員会、第1項の調査事項について、告発者、被告発者及び関係者に通知する。

- 7 告発者及び被告発者は、本調査に誠実に協力しなければならない。
- 8 最高責任者は、本学以外の機関において調査が行われ、当該機関から協力を要請された場合は誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全措置)

第17条 調査委員会は、告発があった事案に係る研究活動に関する資料等の保全措置を講ずるものとし、本学以外の機関に係る告発事案の場合も本学以外の機関の要請に応じ、同様の措置を講ずる。

- 2 被告発者は、資料等の保全措置に影響しない範囲内で、研究活動を行うことができる。

(調査の中間報告)

第18条 最高責任者は、告発があった事案が国等に係る特定不正行為である場合は、国等の求めに応じ、調査の完了前であっても、中間報告を行う。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第19条 調査対象における公表前のデータ及び論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮しなければならない。

(認定)

第20条 調査委員会は、研究活動における不正行為の有無を認定し、不正行為と認定した場合は、不正行為の内容、不正行為に関与した者とその度合いの程度、不正行為の論文等及び不正行為の役割を認定する。

- 2 調査委員会は、告発が悪意によるものであると判明した場合は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、調査結果を最高責任者及び研究行動規範委員会に報告する。
- 4 調査委員会は、本調査中に研究活動における不正行為の事実が一部において確認された場合は、速やかに認定し、最高責任者及び研究行動規範委員会に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第21条 最高責任者は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び研究活動における不正行為に関与したと認定した者（被告発者を除く。）に通知する。

- 2 最高責任者は、告発者、被告発者及び研究活動における不正行為に関与したと認定した者（被告発者を除く。）が、本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に調査結果を通知する。
- 3 最高責任者は、告発された事案が国等に係る特定不正行為である場合は、国等に報告する。
- 4 最高責任者は、悪意の告発と認定した場合、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該機関にその旨を通知する。

(不服申立て)

第22条 研究活動における不正行為と認定された被告発者は、調査結果を受けとった日から14日以内に、通報窓口を通じて最高責任者に書面により不服申立てをすることができる。ただし、被告発者は、当該期間内において、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意と認定された告発者及び被告発者の不服申立ての審査によって悪意と認定された告発者は、当該認定について、前項の規定を準用し、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
- 4 不服申立ての審査において、新たな専門分野における調査が必要となる場合は、最高責任者は調査委員会の委員を変更又は本学以外の機関に審査をさせることができる。
- 5 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を審査し、当該事案の再調査を行うか速やかに決定する。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行わず不服申立てを却下した場合は、速やかに最高責任者及び研究行動規範委員会に報告し、最高責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 7 調査委員会は、再調査を決定した場合は、被告発者に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。なお、当該協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができ、打ち切りを決定した場合は、速やかに最高責任者及び研究行動規範委員会に報告し、最高責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 8 最高責任者は、被告発者から国等に係る特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合は、告発者に通知するとともに、国等に報告する。国等に係る特定不正行為の認定に係る不服申立ての却下及び再調査を決定した場合も同様とする。
- 9 調査委員会が、再調査を開始した場合は、調査開始から50日以内に調査結果を速やかに最高責任者及び研究行動規範委員会に報告し、最高責任者は当該結果を被告発者及び被告発者が所属する機関並びに告発者に通知する。
- 10 最高責任者は、第2項の規定に基づき悪意の告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 11 調査委員会は、悪意の告発と認定された告発者からの不服申立てを受け付けた日から起算して30日以内に再調査を行い、当該結果を速やかに最高責任者及び研究行動規範委員会に報告し、最高責任者は当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 12 最高責任者は、前3項及び当該事案が国等に係る特定不正行為である場合は、当該結果を国等に報告する。

(調査結果の公表)

第23条 最高責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに調査結果を学内外に公表する。

- (1) 研究活動における不正行為と認定した場合
- (2) 調査中の調査事案が外部に漏えいした場合（漏えいが、告発者、被告発者及び相談者の責による場合を除き、告発者、被告発者及び相談者の了承を得たものに限る。）
- (3) 故意ではない論文等の誤りの場合
- (4) 悪意の告発と認定した場合

- 2 前項における公表の内容は、研究活動における不正行為に関与した者の氏名・所属、

研究活動における不正行為の内容、当該調査結果の公表時までに本学が行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順とする。ただし、告発がなされる前に取り下げられた論文等が、研究活動における不正行為に該当する旨の認定が行われたときは、取り下げられた論文等における不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

（告発者及び被告発者に対する措置）

第24条 最高責任者は、研究活動における不正行為が行われたと認定した場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが研究活動における不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、国立大学法人群馬大学教職員就業規則等（以下「就業規則等」という。）に基づき、必要な措置を講じるとともに、研究活動における不正行為と認定された論文等の取下げの勧告を行う。

2 最高責任者は、悪意の告発と認定した場合は、告発者に対し、就業規則等に基づき、必要な措置及び民事訴訟の法的手続を行う。

3 最高責任者は、前項の告発者が本学以外の機関に所属する場合は、当該法的手続を行うことについて、当該機関に通知する。

（最高責任者が被告発者等である場合の取扱い）

第25条 最高責任者が、被告発者又は研究活動における不正行為に関与した者であるときは、第8条から第23条中の最高責任者とあるのを最高責任者の職務代行と読み替えるものとする。

2 最高責任者が、告発者及び被告発者と不正を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害関係を有する場合は、最高責任者とあるのを最高責任者の職務代行と読み替えるものとする。

（秘密の保持等）

第26条 調査に関与した全ての者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項を遵守しない者は、就業規則等に基づき、必要な措置を行う。

第6章 雑則

（周知・公表）

第27条 公正な研究活動におけるその役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系、研究活動における不正行為防止への取組みに関し、方針等を内外に周知・公表する。

（監査）

第28条 公正な研究活動等に係る監査は、国立大学法人群馬大学内部監査規程に基づき、研究活動における不正行為が発生する要因を分析の上、毎年度定期的に行う。

2 前項の監査において、法令等と運用の実態が乖離していないこと、又は本学としてルールの一貫が図られていることを点検し、必要に応じて見直しを行う。

（国等への協力）

第29条 国等が実施する調査又は本学以外の機関による調査において当該機関から協力を

要請された場合は、誠実に協力しなければならない。

(罰 則)

第30条 研究者等は、国立大学法人群馬大学資金適正執行規程第3条第2項の規定に基づき提出した誓約書に反する行為、新規採用時に提出する履歴書等に事実と相違する記載があるときは、就業規則等に基づき、必要な措置を行う。

(事 務)

第31条 研究活動における不正行為防止計画の推進及び研究活動における不正行為が生じた場合の措置等に関する事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学における公正な研究活動および適正な資金執行規程（平成27年3月25日制定。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 国立大学法人群馬大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規（平成27年3月25日制定）は、廃止する。
- 4 国立大学法人群馬大学不正調査に関する委員会内規（平成27年3月25日制定）は、廃止する。
- 5 国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存期間等に関する内規（平成30年6月1日制定）は、廃止する。
- 6 この規程の施行日の前日において、旧規程第11条第2項第2号から第4号に規定する委員であった者は、施行日にこの規程第7条第3項第2号から第4号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規

令和元年 11 月 1 日 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、研究資料等の内容、保存方法、保存期間及び開示方法等に関して必要な事項を定める。

(実験・観察等の研究資料等の保存方法)

第2条 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、得られた結果である研究資料等とともにその過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。

2 実験ノート等には、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、事後の利用・検証が可能となるよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

3 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保存しなければならない。

(論文や報告等、研究成果発表の基となった研究資料等の保存方法)

第3条 研究者は、論文や報告等、研究成果発表の基となった研究資料等のうち、文書、数値データ、画像等（以下「資料等」という。）及び実験試料、標本、装置等（以下「試料等」という。）については、事後の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

2 保存に際しては、事後の検索・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

(研究資料等の保存期間)

第4条 資料等の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。ただし、各学部等において各研究分野の特性に応じ、これと別に定めることができる。

2 試料等の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料等）についてはこの限りではない。また、各学部等において各研究分野の特性に応じ、これと別に定めることができる。

3 保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が別に規定されるものがある場合には、その法令等の定める期間に従う。共同研究等外部から研究資料等を受領する場合において、研究資料等の保存期間に関する契約又は定めが別にあるときは、当該契約等で定められた期間に従う。

(異動又は退職時の取扱い)

第5条 研究室主宰者は、自らのグループの研究者の異動又は退職に際して、当該研究者の研究資料等のうち保存すべきものについては、原則として研究室主宰者が適切に保存する。

2 異動又は退職する研究者は、他研究機関等において研究を継続する等の理由により研究資料等を保有したい場合は、当該研究資料等のリストを作成のうえ、研究室主宰者の承認を得る。その際、研究資料等の複製を作成し、オリジナルを研究室主宰者に提出するこ

とし、複製の作成が困難な研究資料等については、研究室主宰者がその取扱いを決定する。

3 研究室主宰者の異動又は退職に際して、各学部等の長はこれに準じた措置を講ずる。
(開 示)

第6条 研究者及び研究室主宰者等は、規程第14条に規定する研究活動における不正行為に係る調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、必要に応じて、研究データを開示しなければならない。なお、退職等の後もその責を負うものとする。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、令和元年11月1日から施行する。

研究活動における不正行為の防止等に関する計画

令和3年3月30日策定

国立大学法人群馬大学の研究活動における不正行為を防止するため、「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」に基づき、以下のとおり研究活動における不正行為の防止等に関する計画を策定し実施する。

1. 組織における取組状況の確認

本計画を踏まえた各学部等における計画の策定状況及び実施状況の確認を行う。

2. 研究者等の意識向上に向けた取組み

研究費不正防止および研究不正防止の意識向上を図るため、学内全教職員を対象とした公正活動教育（資金適正執行教育・研究倫理教育）を実施する。

また、研究に従事する者には、研究倫理教育として一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育eラーニング（eAPRIN）を定期的に受講させる。

なお、公正活動教育及び研究倫理教育を未受講の常勤教員に対して研究費減額等の措置を行う。

3. 学生の意識向上に向けた取組み

研究倫理についての学生の意識を向上させるために、新入生（学部生、大学院生）にリーフレット「責任ある研究者として～研究倫理～」を配付し、研究に関わる際には「研究者」とみなされることを周知し、研究遂行にあたっては研究の質の維持と向上に努めるよう指導するとともに、様々な研究活動に関する法令や規程を遵守するよう指導する。

4. 学生への研究倫理教育

学部生への研究倫理教育として、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育eラーニング（eAPRIN）を受講することを推奨する。

大学院生については、eAPRINの受講に加えて、大学院共通科目の「研究倫理（講義）」の受講を指導する。

5. 学内教職員等への啓発活動

最高責任者（学長）自ら、各学部等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。

6. 研究資料等の保存状況等に関するモニタリングの実施

研究資料等の保存状況等について、「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」に定められている研究資料等の詳細、保存方法、保存期間及び開示方法等により各学部等において適切に実施されているかを、点検・確認する。

7. 監査

「国立大学法人群馬大学内部監査規程」に基づき、毎年度内部監査を定期的に行う。

8. 規程の見直し

「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」及び「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」を随時見直し、必要に応じて改正を行う。

(設置)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、データ研究利用の正当性を保証し、研究の推進を図るため、国立大学法人群馬大学データ利用倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 本学の教職員又はその協力や指導の下で本学教職員の業務のためにデータを利用する者をいう。
- (2) データの研究利用 利用者が研究のためにデータを利用する場合をいう。

(審査等)

第3条 委員会は、データの研究利用に関し、数理データ科学教育研究センター長から諮問された利用計画について、その適否について審査し、その利用計画の変更、中止その他必要と認める意見を、数理データ科学教育研究センター長に対して、述べることができる。ただし、人を対象とする医学系研究倫理審査委員会及び各学部における研究倫理審査委員会の審査の対象となるものは、委員会の審査の対象から除くものとする。

2 委員長は、審査の結果を文書により数理データ科学教育研究センター長に報告しなければならない。

3 数理データ科学教育研究センター長は、委員会の審査に基づき、当該申請のあった利用計画の可否を裁定し、その結果を文書により利用者に通知する。

(組織)

第4条 委員会は、数理データ科学教育研究センター長が任命する次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) データの管理あるいは分析をはじめとする利用に関する有識者
- (2) 医学・医療・疫学の専門家等、自然科学の有識者
- (3) 倫理学・法律学の有識者
- (4) 社会調査等、人文・社会科学の有識者
- (5) 社会一般の立場を代表する者

2 前項の組織は、本学の役員又は教職員以外の者（以下「学外委員」という。）を2名以上含むものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、学外委員が1名以上出席していなければ、開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を、正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用状況の報告等)

第9条 利用者は、承認された利用計画等を終了し、又は中止したときは、数理データ科学教育研究センター長に報告しなければならない。

2 利用者は、利用計画等に変更が生じたときは、数理データ科学教育研究センター長に申し出るものとする。

(情報公開)

第10条 委員会は、委員会の組織及び運営に関する規程及び委員名簿を公表する。

2 委員会は、当該委員会の開催状況及び承認させた案件に係る審査の概要を公表する。

(事務)

第11条 委員会の事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選出される委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

群馬大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会規程

平成28. 1. 1 制定

改正 平成29. 4. 1 平成31. 4. 1

令和 2. 4.21 令和 4. 6.28

令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

(設 置)

第1条 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。）（以下「倫理指針」という。）に基づき、群馬大学医学部に群馬大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定 義)

第2条 この規程において「学部等」とは、各学部、各研究科、理工学府、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センターをいう。

2 この規程において「学部等の長」とは、前項の各組織の長をいう。ただし、医学系研究科、保健学研究科、医学部及び医学部附属病院並びに生体調節研究所にあつては、医学部長をいう。

(審 査 等)

第3条 委員会は、群馬大学で行われる人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「研究」という。）に関し、研究責任者から審査を依頼された研究計画について、倫理指針に基づき、倫理的及び科学的観点から研究計画の実施の適否等について審査する。

2 人を対象とする医学系研究の審査対象は、侵襲を伴わないか軽微な侵襲にとどまり、投薬や手術等の医療行為を伴わない研究とする。

3 委員会は、実施されている研究に関して、その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を研究責任者に対して、述べることができる。

4 委員会は、実施されている、又は終了した研究について、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

5 委員長は、審査又は調査の結果を文書により研究責任者に報告しなければならない。

6 医学部長及び学部等の長は、委員会の審査若しくは調査の結果又は意見に基づき、研究計画の実施の適否、実施されている研究に対する変更又は中止等を決定し、研究責任者に通知するものとする。

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学系研究科から選出された基礎・基盤医学領域及び臨床医学領域の教授 各2

人以上

- (2) 保健学研究科から選出された教授 2人以上
- (3) 医学系研究科の臨床医学領域又は医学部附属病院から選出された教員 2人以上
- (4) 生体調節研究所から選出された教員 2人以上
- (5) 理工学府から選出された教員 1人以上
- (6) 医学部、理工学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、生体調節研究所及び医学部附属病院を除く学部等から選出された教員 1人以上
- (7) 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者 2人以上
- (8) 国立大学法人群馬大学の職員以外の者で社会一般の立場を代表する者 2人以上
- (9) その他委員長が必要と認めた者 2人以上

2 前項の組織は、男女両性で構成されなければならない。

3 第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号の委員の中から医学部長が指名する者をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、第4条第1項第7号及び第8号の委員がそれぞれ1名以上出席していなければならない。

2 委員会は、研究責任者又は研究担当者を出席させ、申請内容についての説明を求めることができる。

3 審査の判定は、出席委員全員の合意により決する。

4 審査対象となる研究計画に携わる委員は、その審査及び判定に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見及び説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を、正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実施状況の報告)

第9条 研究責任者は、研究を終了し、又は中止したときは、医学部長及び学部等の長に報告しなければならない。

(専門委員会)

第10条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、先端医療開発センター及び総務課において処理する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、医学部教授会の議を経て、医学部長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 群馬大学医学部臨床研究倫理審査委員会規程（平成 23 年 12 月 20 日制定）、群馬大学医学部疫学研究に関する倫理審査委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び群馬大学医学部ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 旧規程の各規程第 3 条第 1 項各号に規定する委員である者は、施行日にこの規程第 3 条第 1 項各号の規定により選出された委員とみなし、その任期は残任期間とする。
- 4 この規程の施行日の前日において、旧規程に基づく委員会で審査された、又は審査中の臨床研究、疫学研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究については、この規程第 2 条第 1 項の規定により医学部長から諮問された研究計画とみなす。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される委員の任期は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成17. 2. 21 制定

改正 平成17. 4. 1 平成17. 9. 7

平成18. 6. 1 平成19. 4. 1

平成20. 4. 1 平成22. 4. 1

平成23. 4. 1 平成25. 4. 1

平成26. 4. 1 平成30. 4. 1

平成30. 9. 1 平成31. 4. 1

令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

(目的)

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法律」という。）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号。以下「省令」という。）その他関係法令（以下「法令」という。）に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験及び細胞融合実験（以下「実験」という。）の安全管理に関し必要な事項を定め、もって実験の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター、学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。

(2) 「組換え体」とは、次のア及びイまでに掲げるものをいう。

ア 細胞外において核酸を加工する技術の利用により得られた核酸又は複製物を有する生物

イ 異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術の利用により得られた核酸又は複製物を有する生物

(3) 「実験室」とは、拡散防止措置が執られた実験を実施する部屋をいう。

(4) 「実験区域」とは、ヒトの出入りを管理するために他の区域から区分された実験室等をいう。

(5) 「実験施設」とは、実験室及び実験区域をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規程で使用する用語は、省令で使用する用語の例に

よる。

(学長の任務)

第3条 学長は、本学における実験の安全確保に関して総轄するとともに、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 法律第13条に規定する大臣確認実験について、次条に規定する群馬大学遺伝子組換え実験等安全委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づき大臣確認実験の承認を与えること。
- (2) 前号に規定するものを除く実験（以下「機関承認実験」という。）について、委員会の審査を経て、当該審査に基づき承認を与えること。
- (3) 事故等の報告があった場合において、委員会及び安全主任者に事故等の状況、経過等について調査を行わせ、必要な処置、改善策等について指示を行うこと。

(遺伝子組換え実験等安全委員会)

第4条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を図るため、委員会を置く。

2 委員会は、実験に関し高度な専門的知識及び技術並びに広い視野に立った判断が要求されることを十分に配慮し、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第6条第1項に規定する各学部等の安全主任者 各1人
- (2) 第6条第1項ただし書きの規定に基づき、安全主任者を置かない学部等から推薦された人文・社会科学系の教員 1人
- (3) 医学系研究科又は保健学研究科から推薦された予防医学の知識を有する教員 1人
- (4) 医学系研究科附属生物資源センターの主担当を命ぜられた教員 1人
- (5) 生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンターの主担当を命ぜられた教員 1人
- (6) 総務部人事労務課長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者 若干人

3 前項第2号から第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、学長に対し報告する。

- (1) 実験計画の内容及び実験の実施方法に関すること。
- (2) 実験施設及び設備に関すること。
- (3) 実験に係る教育訓練及び健康管理の基本的な事項に関すること。
- (4) 危険時及び事故時の必要な措置及び改善策に関すること。
- (5) 学内の連絡調整に関すること。
- (6) その他実験の安全な実施に関し必要な事項

5 委員会は、前項に規定するもののほか、必要に応じて安全主任者及び実験責任者に対し実験の安全確保に関して報告を求め、又は指導助言することができる。

6 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員の互選により定める。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

8 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

9 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

11 委員会に関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

12 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長等の任務)

第5条 学部等の長（以下「学部長等」という。）は、この規程の定めるところにより、当該学部等における次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 実験の安全確保に関すること。

(2) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。

(3) 事故発生時の際必要な措置をとること。

(安全主任者)

第6条 各学部等に、安全主任者1人を置く。ただし、現に実験を行っておらず、かつ、将来において行う予定のない学部等はこの限りでない。

2 安全主任者は、関係法令を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びに関連の知識及び技術に高度に習熟した本学の教員をもって充てる。

3 医学部附属病院、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構、パブリックヘルス学環及び医理工レギュラトリーサイエンス学環については、医学系研究科の安全主任者をもって充てることができる。また、研究・産学連携推進機構については、理工学府の安全主任者をもって充てることができる。

4 安全主任者は、当該学部長等の推薦に基づき、学長が委嘱するものとし、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 安全主任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

(1) 実験が関係法令及びこの規程に従って適切に行われていることを確認すること。

(2) 実験従事者の適格性を認定すること。

(3) 実験責任者に対し指導助言すること。

(4) 実験従事者の健康管理に関し必要な事項を実施すること。

(5) 教育訓練について指導助言すること。

(6) 実験責任者に対し実験施設及び設備の管理及び保全について指導助言すること。

(7) 実験責任者に対し危険時及び事故時の措置について指導助言すること。

(8) その他実験の安全管理に関し必要な事項を実施すること。

6 安全主任者は、前項各号に定める任務の他第5条各号に掲げる事項について学部長等を補佐する。

(実験責任者)

第7条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験責任者を定めなければならない。

2 実験責任者は、関係法令を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びに関連の知識及び技術に習熟した本学の教員とする。

3 実験責任者は、当該実験の安全遂行について責任を負うものとする。

4 実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

(1) 実験計画を立案し、申請を行うこと。

- (2) 安全主任者との緊密な連携により、適切な実験の管理及び監督に当たること。
- (3) 実験施設及び設備の管理、保全等を行うこと。
- (4) 実験従事者に対する教育訓練を企画し、実施すること。
- (5) 組換え体の授受申請を行うこと。
- (6) 組換え体の保管記録を作成し、保存すること。
- (7) 組換え体の運搬記録（組換え体の名称、数量、運搬先(研究機関名及び実験責任者名)を作成し、保存すること。
- (8) その他必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第8条 実験従事者は、実験の実施に当たっては、関係法令に基づく安全確保について十分に認識し、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、使用する生物に係る標準的な実験方法、実験に特有な機器の操作方法及び関連する実験方法に習熟していなければならない。

2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、実験責任者の指示に従わなければならない。

(健康診断等)

第9条 実験従事者は、国立大学法人教職員安全衛生管理規則（以下、「本学安衛則」という。）に定める健康診断を受診しなければならない。

2 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来した場合、重症又は長期療養を必要とする病気に罹患した場合は、実験責任者及び安全主任者を通じて、主担当を命ぜられた学部等の長に報告しなければならない。

3 学部長等は、前項の報告を受けたときは本学安衛則に定める総括安全衛生管理者にその旨を報告するものとする。

4 学部長等は、実験従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに事実関係の調査を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 組換え体を誤って飲み込んだとき、又は吸い込んだとき。

(2) 組換え体により皮膚が汚染され除去できないとき、又は感染を起こすおそれがあるとき。

(3) 組換え体により実験施設が著しく汚染されたとき。

(実験施設、設備の管理、保全等)

第10条 実験責任者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 法令に定められた実験施設及び設備に、それぞれ必要な標識を表示すること。

(2) P3レベル以上の実験施設について安全主任者の指導助言の下に、使用の頻度に応じた定期的な検査を行うこと。

(3) 安全キャビネットについて、安全主任者の指導助言の下に、別に定めるところにより検査を行うこと。

(4) 実験施設に実験の性質を知らない者をみだりに立ち入らせないこと。

(教育訓練)

第11条 安全主任者は、実験責任者及び実験従事者に対し次の各号に掲げる事項に係る教育訓練を年1回以上実施するものとする。

- (1) 実験に係る取扱い技術・安全措置に関すること。
- (2) 法令及び学内規程等に関すること。
- (3) その他適切な実験の実施に必要な事項。

2 実験責任者及び実験従事者は、前項に定める教育訓練を毎年度少なくとも1回、受講しなければならない。

3 第1項の教育訓練は、生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンターが実施する教育訓練をもって替えることができる。

(危険時及び事故等の措置等)

第12条 実験責任者は、拡散防止措置に係る施設等において破損その他の事故が発生し、遺伝子組換え生物等について省令の定める拡散防止措置を執ることができないときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、学部長等、安全主任者、委員会委員長及び学部等の事務の長に報告しなければならない。

2 学部長等は、前項の破損その他の事故の状況について調査するとともに、安全主任者の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

3 学部長等は、第1項の破損その他の事故が発生したときは、その状況及び講じた措置等を速やかに学長に報告するとともに、文部科学大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(適用除外)

第13条 医学部附属病院において行う遺伝子治療臨床研究は、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号)(平成16年12月28日全部改正)に基づき実施することとし、本規程を適用しない。

(専門委員会)

第14条 委員会に、専門的な事項を処理させるため、専門委員会を置くことができる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、実験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年2月21日から施行する。
- 2 この規程施行前に、国立大学法人群馬大学組換えDNA実験安全管理規程第4条第2項第1号から第5号の委員である者は、この規程第4条第2項第1号から第5号の委員とみなす。
- 3 この規定施行後、最初に委嘱される第4条第2項第6号及び第7号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日とする。
- 4 国立大学法人群馬大学組換えDNA実験安全管理規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第4条第2項第1号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 この規程施行後、最初に委嘱される第6条第1項の安全主任者の任期は、第6条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

平成19. 1. 1 制定
改正 平成19. 4. 1 平成20. 4. 1
平成20.10. 1 平成22. 4. 1
平成22.11. 4 平成23. 4. 1
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 3. 4. 1 令和 5. 4. 1
令和 6. 4. 1

(趣旨)

第1条 この規程は，群馬大学（以下「本学」という。）における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管等を科学的観点，動物愛護の観点，環境保全の観点及び教職員，学生その他実験に携わる者の安全確保の観点から，適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学部等」とは，群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部，群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府，大学院学則第4条の2に規定する学環，学則第6条に規定する附置研究所，学則第7条に規定する総合情報メディアセンター，学則第7条の2に規定する機構，学則第8条に規定する学内共同教育研究施設，学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター，学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。
- (2) 「動物実験等」とは，実験動物を教育，試験研究又は生物学的製剤の製造用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 「施設等」とは，「飼養保管施設」及び「動物実験室」をいう。「飼養保管施設」とは，実験動物を恒常的に繁殖，飼養若しくは保管する施設及び設備又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。「動物実験室」とは，実験動物に実験操作を行うあるいは実験操作のため実験動物の一時的保管（繁殖させる飼育を含まない）を行う施設及び設備をいう。
- (4) 「実験動物」とは，動物実験等のため，施設等で飼養し，又は保管する哺乳類，鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (5) 「動物実験計画」とは，動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは，動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは，動物実験実施者のうち，動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8) 「管理者」とは，学長の命を受け，実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な

責任者をいうものとし、第1号に規定する学部等の長をもって充てる。

(9) 「実験動物管理者」とは、実験動物に関する知識及び経験を有する者であつて、管理者を補佐し、施設等において実験動物の管理を担当する者（教員）をいう。

(10) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(11) 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(12) 「指針等」とは、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、厚生労働省及び農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本方針並びに動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月日本学術会議作成）をいう。

（基本原則）

第3条 動物実験等の実施については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、指針等、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）の原則に基づき、適正に行わなければならない。

3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施すること。

4 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

（組織）

第4条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄する。

2 学長は、動物実験計画の承認及び取り消し、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、施設等の認定及び取り消し、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検及び評価、外部の専門家による検証、情報公開その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

3 学長は、前項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、次条に規定す

る動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（動物実験委員会）

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について調査審議し、学長に報告するとともに必要な助言を行う。

- （1）動物実験計画及び施設等が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規程に適合していることの審査
- （2）動物実験等の実施状況及び結果に関すること。
- （3）施設等の管理状況及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- （4）動物実験等、実験動物の適正な取扱い、法及び指針等に係る教育訓練の実施等に関すること。
- （5）自己点検及び評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること。
- （6）その他動物実験等の適正な実施のため必要な事項

2 委員会は、必要に応じて実験動物管理者及び動物実験実施者に対し動物実験等の安全確保に関して報告を求め、又は指導助言することができる。

3 委員会は、安全管理に注意を要する動物実験に関連する他の委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努める。

（委員会の構成）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）医学系研究科附属生物資源センター長
- （2）医学系研究科、保健学研究科、理工学府及び生体調節研究所から推薦された動物実験に関して優れた識見を有する教員 各1人
- （3）医学系研究科及び生体調節研究所から推薦された実験動物に関して優れた識見を有する教員 各1人
- （4）共同教育学部及び情報学部から推薦された教員 各1人
- （5）遺伝子組換え実験等安全委員会から推薦された安全主任者 1人
- （6）前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者（学外者を含む。） 若干人

（委員の任期）

第7条 前条第2号、第3号、第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、第6条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（会議）

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

2 委員会開催に関する資料及び議事録等は研究推進部研究推進課において保存する。

(管理者の任務)

第11条 管理者は、当該学部等における次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 実験動物の適正な管理並びに施設等の維持及び管理に関すること。
- (2) 動物実験等の適正な実施及び安全確保に関すること。
- (3) 動物実験等に携わる者の健康管理に関すること。
- (4) 事故発生時の際必要な措置を執ること。
- (5) 実験動物管理者の任命に関すること。

(実験動物管理者の任務)

第12条 実験動物管理者は、管理者を補佐し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 実験動物の適正な飼養及び保管に関すること。
- (2) 施設等の維持及び管理に関すること。
- (3) 事故発生時に必要な措置を執ること。

(動物実験責任者)

第13条 動物実験等を実施する場合は、動物実験計画ごとに動物実験責任者を定めなければならない。

- 2 動物実験責任者は、法及び指針等を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びに関連の知識及び技術に習熟した本学の教員とする。
- 3 動物実験責任者は、当該動物実験等の安全遂行について責任を負うものとする。
- 4 動物実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 動物実験計画の立案及び申請に関すること。
- (2) 適切な動物実験等の管理及び監督に関すること。
- (3) 実験動物の適切な飼養及び保管に関すること。
- (4) 施設等の申請、管理及び保全等に関すること。
- (5) 動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練（実験に必要な情報及び技術の提供等）の実施に関すること。
- (6) その他必要な事項の実施に関すること。

(動物実験実施者)

第14条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法及び指針等に基づく安全確保について十分に認識し、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、使用する実験動物に係る標準的な実験方法、実験に特有な機器の操作方法及び関連する実験方法の習熟に努めなければならない。

- 2 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、動物実験責任者の指示に従わなければならない。
- 3 動物実験実施者は、動物実験計画書に記載された事項、法、指針等及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 動物実験等の目的に応じて麻酔薬、鎮痛薬又は鎮静薬を適切に使用することにより、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう努めること。

- (2) 実験動物が耐えがたい痛みを伴う動物実験等の場合は、適切な時期に速やかな致死量の麻酔薬の投与等（以下「安楽死措置」という。）を行うなど実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング（以下「人道的エンドポイント」という。）を考慮すること。
- (3) 特に侵襲の激しい動物実験等の実施においては、獣医学的な方法により適切な術後管理を行うこと。
- (4) 動物実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、安楽死措置によりできる限り苦痛を与えないように配慮すること。

（飼養者）

第15条 飼養者は、実験動物の飼育保管に当たっては動物実験責任者の指示に従い、法及び指針等に基づく安全確保について十分に認識し、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、使用する実験動物に係る標準的な飼育方法及び飼育に特有な機器の操作方法の習熟に努めなければならない。

（動物実験計画の申請及び結果報告）

第16条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書（別紙様式第1）により、所属（教員にあっては主担当を命ぜられた学部等。以下同じ。）の管理者の承認を得た後、動物実験等の開始前に学長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮し、実験動物の使用数を削減すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイントの設定を検討すること。
- (6) 動物実験等の実施期間は、5か年度を限度とすること。

2 学長は、前項の申請について委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ動物実験等を行うことはできない。

4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更しようとするときは、改めて動物実験計画について学長の承認を得なければならない。ただし、変更の内容が次の各号に掲げる場合は、所定の様式により所属の管理者の承認を得た後、学長に報告するものとする。

(1) 動物実験責任者の変更 動物実験責任者変更届（別紙様式第5）

(2) 動物実験実施者及び飼養者の変更 動物実験実施者及び飼養者変更届（別紙様式第6）

(3) 施設等の変更 動物実験施設等変更届 (別紙様式第7)

(4) 承認された動物実験等を授業において実施する場合であって、動物実験実施者又は飼養者として承認されていない学生(大学院生を含む。)が動物実験責任者の指導のもと教育訓練を受けた上で動物実験等に従事する場合(実験従事期間は2か月以下に限る。) 動物実験及び遺伝子組換え実験学生従事届 (別紙様式A)

5 動物実験責任者は、承認された動物実験等を年度の途中で終了又は中止した場合は、動物実験結果報告書(別紙様式第4)により、使用動物数、当初の動物実験計画からの変更の有無及び成果等を、動物実験等を実施しなかった場合は、その事由を所属の管理者の承認を得た後、学長に速やかに報告しなければならない。

6 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、毎年度経過後、動物実験結果報告書(別紙様式第4)により、当初の動物実験計画からの変更の有無及び成果等について、所属の管理者の承認を得た後、学長に翌年度5月31日までに報告しなければならない。
(動物実験等の実施)

第17条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準及び指針等を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において行うこと。

(2) 承認された動物実験計画書のとおり行うこと。

(3) 物理的又は化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる安全管理に注意を払うべき実験については、関係法令及び本学における関連する規程等に従って安全のための適切な施設や設備を使用して行うこと。

(4) 動物実験等の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、法及び指針等の趣旨に沿って行うよう努めること。

(施設等の申請)

第18条 動物実験責任者又は当該施設の管理担当者(講座等主任等)は、飼養保管施設については実験動物飼養保管施設設置申請書(別紙様式第2)、動物実験室については動物実験室設置承認申請書(別紙様式第3)により、所属の管理者の承認を得た後、学長に申請し、認定を得なければならない。

2 学長は、申請された施設等について委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者又は当該施設の管理担当者に通知する。

3 動物実験責任者は、施設等について学長の認定を得た後でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等(一時的保管を含む。)を行うことはできない。

4 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気及び明るさ等を保つことができる構造等であること。

(2) 実験動物の種類、生理、生態、習性等及び飼養又は保管数等に応じた飼育設備を有していること。

(3) 床及び内壁などの清掃及び消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛

生設備を有していること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有していること。

(5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

5 動物実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物及び血液等による汚染に対して清掃及び消毒等が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。

6 動物実験責任者又は当該施設の管理担当者（講座等主任等）は、施設等を廃止する場合は、所属の管理者の承認を得た後、学長に動物実験施設等廃止届（別紙様式第8）を提出するものとする。

7 動物実験責任者又は当該施設の管理担当者（講座等主任等）は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

8 実験動物管理者を変更しようとするときは、実験動物管理者変更届（別紙様式第9）により所属の管理者の承認を得た後、学長に報告するものとする。

（実験動物の飼養及び保管）

第19条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

(1) 飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(2) 実験動物は、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関から導入すること。

(3) 実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行い、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じること。

(4) 実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行うこと。

(5) 実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、必要な実験動物の健康管理を行うこと。

(6) 実験目的以外の傷害及び疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(7) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(8) 動物種及び動物実験等の目的に応じて、感染症の発生予防のため、実験動物の検疫・隔離、微生物モニタリングを行うこと。

3 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

(実験動物の譲渡)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養及び保管の方法並びに感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

2 輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

(健康診断等)

第21条 動物実験実施者及び飼養者は、国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則(以下「本学安衛則」という。)に定める健康診断を受診しなければならない。

2 動物実験実施者及び飼養者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来した場合又は重篤な病気若しくは長期療養を必要とする病気に罹患した場合は、動物実験責任者を通じて、所属の管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、前項の報告を受けたときは、本学安衛則に定める総括安全衛生管理者にその旨を報告するものとする。

(教育訓練)

第22条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、委員会による次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を年1回以上実施するものとする。

- (1) 法及び指針等並びに関係法令等に関すること。
- (2) 動物実験等の方法の基本的事項に関すること。
- (3) 実験動物の飼養及び保管の基本的事項に関すること。
- (4) 安全確保及び安全管理に関すること。
- (5) 人と動物の共通感染症に関すること。
- (6) その他適切な動物実験等の実施に関すること。

2 前項の教育訓練は、医学系研究科附属生物資源センターが行う前項の教育訓練と同等の教育訓練をもって替えることができる。

3 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

4 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

5 第1項又は第2項の教育訓練を2年に1回以上受講しない動物実験実施者及び飼養者は、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管に従事することはできない。ただし、学外共同研究者については、申請時から2年以内に第1項の教育訓練と同等の教育訓練を受講した証明書を提出した場合はこの限りでない。

(危害防止)

第23条 管理者及び実験動物管理者は、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- (2) 人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- (3) 毒へび等有毒動物を飼養及び保管する場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。

2 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対する実験動物由来の感染症及びアレルギー疾患等の罹患、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必

要な措置を講じなければならない。

- 3 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。
- 4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- 5 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(危険時及び事故等の措置等)

第24条 管理者及び実験動物管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時取るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に周知しなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。
- 3 動物実験実施者及び飼養者は、施設等において破損その他の事故が発生し場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、所属の管理者に報告しなければならない。
- 4 管理者は、前項の破損その他の事故が発生したときは、その状況について調査するとともに、適切な措置を講じるものとし、その状況及び講じた措置等を速やかに学長に報告しなければならない。
- 5 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。
- 6 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(自己点検及び評価並びに検証)

第25条 学長は、毎年度、委員会に、指針等への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に関する自己点検及び評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況及び飼養保管状況等に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者に、自己点検及び評価のための資料の提出を求めることができる。
- 4 学長は、自己点検及び評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的実施する。

(情報公開)

第26条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検及び評価、外部の専門家等による検証の結果等）を毎年1回程度公表するものとする。

- 2 公表は群馬大学のホームページ上で行い、公表する事項は委員会で決定するものとする。

(記録の保存)

第27条 学長は、次の各号に掲げる記録を5年間保存しなければならない。

- (1) 動物実験計画承認申請書(別紙様式第1)
- (2) 実験動物飼養保管施設設置申請書(別紙様式第2)
- (3) 動物実験室設置申請書(別紙様式第3)
- (4) 動物実験結果報告書(別紙様式第4)
- (5) 動物実験責任者変更届(別紙様式第5)
- (6) 動物実験実施者及び飼養者変更届(別紙様式第6)
- (7) 動物実験施設等変更届(別紙様式第7)
- (8) 動物実験施設等廃止届(別紙様式第8)
- (9) 実験動物管理者変更届(別紙様式第9)
- (10) 動物実験及び遺伝子組換え実験学生従事届(別紙様式A)
- (11) 委員会に関する関係書類

2 動物実験責任者は、次の各号に掲げる記録を5年間保存しなければならない。

- (1) 前項第1号の写及び承認書
- (2) 前項第4号から第8号までの写
- (3) 実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録
- (4) 第20条の実験動物の譲渡に関する情報の記録

3 動物実験責任者又は当該施設の管理担当者(講座等主任等)は、第1項第2号及び第3号の写及び認定書を5年間保存しなければならない。ただし、5年経過後においても当該施設等を他の動物実験責任者が引き続き使用している場合は、当該使用期間保存しなければならない。この場合において、第1項第2号及び第3号の写及び認定書は、他の動物実験責任者又は当該施設の管理担当者(講座等主任等)が保管するものとする。

(準用及び適用除外)

第28条 管理者等は、第2条第4号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

第29条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養及び保管については、本規程を適用しない。ただし、採血及び安楽死等の実験的処置が含まれる場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第30条 学長は、関連法令、飼養保管基準、指針等及び本規程を遵守していないことが判明した場合、委員会の審議を経て、直ちに当該動物実験の中止を指示し、改善命令、動物実験計画の承認及び飼養保管施設の認定を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 群馬大学動物実験委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規程施行後、最初に委嘱される第5条第2号、第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この規程施行前に、群馬大学昭和地区動物実験安全管理規程第5条及び群馬大学桐生地区動物実験安全管理規程第5条の規定に基づき承認された平成18年度に係る実験計画のうち、施行日以降平成19年3月31日までの間、動物実験等を行うものについては、第15条の規定に基づく承認があったものとみなす。
- 5 この規程施行の際現に行われている動物実験等に係る施設等については、第17条の規定は、平成19年3月31日まで適用しない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

国立大学法人群馬大学教職員就業規則

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成17. 4. 1	平成18. 4. 1
	平成19. 4. 1	平成20. 1. 1
	平成20. 4. 1	平成21. 4. 1
	平成22. 11. 1	平成23. 4. 1
	平成25. 1. 1	平成27. 4. 1
	平成28. 4. 1	平成29. 4. 1
	平成31. 1. 1	令和元. 10. 1
	令和 2. 1. 1	令和 2. 4. 1
	令和 4. 4. 1	令和 4. 7. 20
	令和 5. 10. 1	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）及びその他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は、常勤の教職員（以下「教職員」という。）に適用する。

- 2 前項に定める者のうち、教授、准教授、講師、助教、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭（以下「教員」という。）並びに医学部附属病院長（理事又は教員が医学部附属病院長を兼ねる場合を除く。以下同じ。）の任免、懲戒等に関する事項について、別段の定めがあるものは、その定めるところによる。
- 3 本学が、他機関（以下「出向元」という。）に在職する職員を、出向元に在職したまま本学の教職員として受け入れる場合は、第1項の規定にかかわらず、出向元との契約によるものとする。
- 4 非常勤の教職員の就業に関する事項については、別に定める。

【一部改正】（19. 4. 1/20. 4. 1/28. 4. 1/31. 1. 1）

(学長の権限)

第4条 学長は、教職員を任命し、その服務について統督する。

2 学長は、この規則に規定する権限の一部を他の教職員に委任することができる。

(遵守遂行)

第5条 本学及び教職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任 免

第1節 採 用

(採 用)

第6条 教職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

(教職員の配置)

第7条 教職員の配置は、本学の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

(労働条件の明示)

第8条 教職員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するとともに、この規則により労働条件を明示するものとする。

(1) 労働契約の期間に関する事項

(2) 就業の場所及び従事すべき職務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(4) 2組以上に分けて交替で就業させる場合における就業時転換に関する事項

(5) 給与に関する事項

(6) 退職に関する事項

(7) 退職手当に関する事項

(8) 安全及び衛生に関する事項

(9) 研修に関する事項

(10) 災害補償に関する事項

(11) 表彰及び懲戒に関する事項

(12) 休職に関する事項

2 教職員は、前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、即時に労働契約を解除することができる。

【一部改正】(18.4.1)

(試用期間)

第9条 教職員として採用された日から6月間（共同教育学部附属幼稚園、共同教育学部附属小学校、共同教育学部附属中学校及び共同教育学部附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭（以下「附属学校教員」という。）にあつては1年間）は、試用期間とする。ただし、特に必要があると認めたとき

は、試用期間を設けないことができる。

2 試用期間中の教職員については、勤務成績の不良なこと、心身の故障があることその他の事由に基づいて、引き続き本学に雇用しておくことが適当でない場合には、いつでも解雇することができ、また、試用期間満了時に本採用を拒否することができる。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

【一部改正】（27. 4. 1）

第2節 昇 任

（昇 任）

第10条 教職員の昇任は、選考により行う。

2 前項の選考は、その教職員の勤務成績及びその他の能力の評価に基づいて行う。

第3節 配置換等

（配置換等）

第11条 教職員は、業務上の都合により配置換、兼任又は出向を命ぜられることがある。

2 教職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

第4節 降任及び解雇

（降 任）

第12条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任させることができる。ただし、教授、准教授、講師及び助教（以下「大学教員」という。）を降任させる場合には、執行役員会議の審査を経て行う。

（1）勤務成績が不良の場合

（2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（3）その他、職務に必要な適格性を欠く場合

2 教職員が心身の不調又は自己の職務に対する適格性を欠くと判断し、自らの意思により降任することを申し出た場合は、降任させることができる。

【一部改正】（17. 4. 1/27. 4. 1）

（当然解雇）

第13条 教職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、解雇する。

（1）禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合

（2）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

【一部改正】（R2. 1. 1）

（その他の解雇）

第14条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。ただし、大学教員を解雇する場合には、執行役員会議の審査を経て行う。

- (1) 勤務成績が著しく不良の場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- (5) 国務大臣及び国会議員並びに地方公共団体の長及び地方議会議員その他の公職に就任することにより、職務を遂行することが困難な場合
- (6) 研究員が独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（PD、RPD又はCPD）の資格を喪失した場合

【一部改正】（20.4.1/27.4.1/R5.10.1）

（解雇制限）

第15条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上又は通勤途上の災害により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性教職員が、労基法第65条第1項及び第2項の規定により休業する期間及びその後30日間

（解雇予告）

第16条 教職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告するものとする。30日前に予告しないときは、平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払うものとする。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は第45条第1項第1号に定める懲戒解雇をする場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の予告日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

3 第1項の規定は、試用期間中（14日を超えて引き続き雇用された場合を除く。）の教職員には、適用しない。

第5節 休職及び復職

（休 職）

第17条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 負傷又は疾病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等に従事する場合

- (4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

【一部改正】 (23.4.1)

(休職の期間)

- 第18条 前条第1項第1号及び第3号から第5号までの休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で別に定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。
- 2 前項に規定する休職の期間には、前条第1項第1号に規定する休職からの復職後1年以内に同一の負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）又は同一の傷病に起因すると認められる傷病により休職となった場合における、当該復職前の休職の期間を含むものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、附属学校教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、2年とする。ただし、特に必要があるときは、この休職の期間を、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において更新することができる。
- 4 前条第1項第2号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。
- 5 前条第1項第3号の休職期間が引き続き3年に達する際、特に必要があるときは、2年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。

【一部改正】 (27.4.1)

(復 職)

- 第19条 前条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したときは、復職させるものとする。ただし、第17条第1項第1号の休職については、医師の診断書等により休職事由の消滅が確認されたときに限る。

(休職中の身分等)

- 第20条 休職者は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 2 休職者には、休職の期間中別に定めのない限り、給与を支給しない。

【一部改正】 (17.4.1)

第6節 退職及び再雇用

(定年退職)

- 第21条 教職員の定年は、満60歳（大学教員にあつては満65歳）とする。この場合、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。
- 2 医学部附属病院長については、前項の規定を適用しない。

【一部改正】（27. 4. 1/31. 1. 1）

（退 職）

第22条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とし、教職員としての身分を失う。

- （１）退職を願い出て承認されたとき、又は願い出をした日の翌日から起算して14日を経過したとき。
- （２）第21条に規定する定年退職日に達したとき。
- （３）期間を定めて雇用されている場合でその期間を満了したとき。
- （４）業務の都合により転籍を伴う出向をするとき。
- （５）第18条各項のいずれかに該当する休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき。
- （６）第13条、第14条又は第44条のいずれかの規定により解雇されたとき。
- （７）死亡したとき。

2 退職を願い出た教職員が第44条各号のいずれかに該当し、審査手続中である場合は、前項の規定にかかわらず、当該退職を認めないことができる。

【一部改正】（17. 4. 1/20. 1. 1/23. 4. 1）

（退職手続）

第23条 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、文書をもって願い出るものとする。

（再雇用）

第24条 第21条の規定により退職した者については、別に定めるところにより再雇用することができる。

（退職証明書等）

第25条 退職（退職予定者を含む。）した者又は解雇（解雇予告期間中の者を含む。）された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- （１）雇用期間
- （２）職務の種類
- （３）その事業における地位
- （４）給与
- （５）退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 退職証明書には前項の事項のうち、退職した者が請求した事項のみを証明するものとする。

4 解雇予告をされた者が、解雇理由証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

【一部改正】（18. 4. 1）

第7節 その他

(任 免)

第26条 この章に規定するもののほか，教職員の任免については，国立大学法人群馬大学教職員任免規則の定めるところによる。

第3章 給 与

(給 与)

第27条 教職員の給与については，国立大学法人群馬大学教職員給与規則の定めるところによる。ただし，次に掲げる教職員の給与については，それぞれ当該各号の規則の定めるところによる。

- (1) 年俸制の適用を受ける教員のうち，国立大学法人群馬大学教職員退職手当規則（以下「教職員退職手当規則」という。）に基づき，退職手当が支給されない者 国立大学法人群馬大学年俸制適用教員給与規則
 - (2) 年俸制の適用を受ける教員のうち，教職員退職手当規則に基づき，退職手当が支給される者 国立大学法人群馬大学2号年俸制適用教員給与規則
 - (3) 年俸制の適用を受ける職員 国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則
- 【一部改正】（22. 11. 1/27. 4. 1/R1. 10. 1）

第4章 服 務

(誠実義務)

第28条 教職員は，法人法に定める国立大学の使命と，その業務の公共性を自覚し，誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

(職務に専念する義務)

第29条 教職員は，この規則又は関係法令の定める場合を除いては，その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い，本学がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。

(職務に専念する義務の免除期間)

第30条 教職員は，次の各号のいずれかに該当する場合は，職務に専念する義務を免除される。

- (1) 労働時間内レクリエーションに参加することを承認された場合
- (2) 労働時間内に組合交渉に参加することを承認された場合
- (3) 労働時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された場合
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき，労働時間内に保健指導

又は健康診査を受けることを承認された場合

(5) 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和等により労働しないことを承認された場合

(6) 業務遂行中に負傷し、又は疾病にかかり、医師の診療を受けることを承認された場合

(7) 国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則（以下「教職員安衛規則」という。）第25条の規定に基づき、労働時間内に面接指導を受けることを承認された場合

(8) その他学長が特に必要と認める場合

【一部改正】（18.4.1/21.4.1追加/25.4.1）

（法令の遵守及び上司の命令に従う義務）

第31条 教職員は、職務を遂行するに当たり、法令に従い、かつ、上司の業務上の命令に従わなければならない。

（信用失墜行為等の禁止）

第32条 教職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本学の名誉若しくは信用を失墜し、又は教職員全体の名誉を毀損する行為

(2) 本学の秩序及び規律を乱す行為

（秘密を守る義務）

第33条 教職員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 教職員が法令による証人、鑑定人等となり、業務上の秘密に属する事項を発表する場合には、許可を受けなければならない。

（政治的行為の制限）

第33条の2 教職員は、国会議員、地方公共団体の長及び地方議会議員等に立候補しようとするときは、あらかじめその旨を学長に届出なければならない。

【一部改正】（20.4.1）

（集会及び文書の配布等）

第34条 教職員は、本学の敷地及び施設内で、業務に関係のない放送、宣伝、集会又は文書画を配布、回覧若しくは掲示する行為（電子媒体及び情報機器を用いて行う行為を含む。）その他これに準ずる行為をしてはならない。ただし、届出をして承認をされた場合及び労働組合法（昭和24年法律第174号）により正当な行為として認められる場合は、この限りでない。

（教職員の倫理）

第35条 教職員は、業務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 教職員の倫理については、国立大学法人群馬大学教職員倫理規則の定めるところによ

る。

(ハラスメントの防止等)

第36条 教職員のハラスメントの防止については、国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント防止等に関する規則の定めるところによる。

【一部改正】 (18. 4. 1/R4. 7. 20)

(兼 業)

第37条 教職員は、許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事してはならない。

2 教職員の兼業については、国立大学法人群馬大学教職員兼業規則の定めるところによる。

第5章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第38条 教職員の労働時間、休日及び休暇等については、国立大学法人群馬大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）の定めるところによる。

(在宅勤務)

第38条の2 教職員は、学長が別に定めるところにより、在宅勤務を行うことができる。

【一部改正】 (R4. 4. 1追加)

(育児休業等)

第39条 教職員の育児休業、育児短時間勤務及び育児時間については、国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）の定めるところによる。

【一部改正】 (20. 4. 1)

(介護休業等)

第39条の2 教職員の介護休業及び介護部分休業については、育児休業等規則の定めるところによる。

【一部改正】 (20. 4. 1)

(自己啓発等休業)

第40条 教職員の自己啓発等休業については、国立大学法人群馬大学教職員の自己啓発等休業に関する規則（以下「自己啓発等休業規則」という。）の定めるところによる。

【一部改正】 (20. 4. 1)

第6章 勤務評価

(勤務成績の評価)

第41条 教職員の勤務成績については、定期的に評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講ずるものとする。

【一部改正】 (28.4.1)

第7章 研 修

(研 修)

第42条 教職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

2 教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と研さんに努めなければならない。

3 附属学校の教諭は、別に定めるところにより、学長が実施する初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修を受けなければならない。

【一部改正】 (27.4.1/29.4.1)

(研修の機会)

第42条の2 教員には、研修を受ける機会を与えるものとする。

2 教員は、教育研究に支障のない限り、大学教員にあっては主担当を命ぜられた学部等の長、附属学校教員にあっては所属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修にふさわしい場所で研修を行うことができる。

3 教員は、教育研究に支障のない限り、学長の承認を受けて、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

【一部改正】 (27.4.1追加)

第8章 表 彰

(表 彰)

第43条 教職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、表彰する。

(1) 業務上特に顕著な功績があった場合

(2) 永年勤続して、勤務成績が良好である場合

(3) その他特に他の教職員の模範として推奨すべき実績があった場合

2 教職員の表彰については、国立大学法人群馬大学教職員表彰規則の定めるところによる。

第9章 懲戒等

(懲 戒)

第44条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行う。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

- (2) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (3) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
- (4) 本学の名誉又は信用を失墜させる行為があった場合
- (5) 性行不良で本学内の秩序又は風紀を乱した場合
- (6) 重大な経歴詐称をした場合
- (7) 正当な理由なく無断欠勤した場合
- (8) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退等の勤務不良があった場合
- (9) この規則その他本学の定める諸規程に違反し、又は前各号に準ずる行為があった場合

【一部改正】 (27. 4. 1)

(懲戒の種類)

第45条 懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 懲戒解雇 即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し解雇する。
- (3) 停職 1年以下の期間を定めて職務に従事させない。
- (4) 減給 給与を減ずる。この場合において、1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額を超えず、かつ、その総額が一給与支払期間における給与の総額の10分の1を超えないものとする。
- (5) 戒告 将来を戒める。

2 教職員の懲戒については、国立大学法人群馬大学教職員懲戒規則の定めるところによる。

【一部改正】 (27. 4. 1)

(訓告等)

第46条 非違の行為を犯した教職員又はその監督者で懲戒に該当するにいたらないものに対して、注意を喚起し、訓告、嚴重注意又は注意を行うことができる。

(自宅待機)

第46条の2 教職員に非違の行為を犯した疑いがあり、教育上又は業務運営上必要があると認めたときは、その必要が解消されるまでの間、自宅待機を命ずることができる。

2 教職員から、業務上の関係者からハラスメント等の被害を受けたことにより、業務を遂行することができない旨の申出があり、業務遂行に支障があると認めたときは、自宅待機をさせることができる。

【一部改正】 (17. 4. 1追加/19. 4. 1)

(損害賠償)

第47条 教職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

2 前項の規定は、退職後も同様とする。

【一部改正】 (18.4.1)

第10章 安全及び衛生

(安全及び衛生の措置)

第48条 教職員の安全及び健康を確保するため、危険防止と健康増進のために必要な措置を講ずるものとする。

(安全及び衛生の管理)

第49条 教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、本学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 教職員は、本学が行う安全及び衛生に関する教育並びに訓練を受けなければならない。

3 教職員の安全及び衛生の管理については、教職員安衛規則の定めるところによる。

【一部改正】 (21.4.1)

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第50条 教職員は、次の事項を守らなくてはならない。

(1) 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。

(2) 常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止等のための諸設備を許可なく移動し、又は当該地域に立ち入らないこと。

(非常時の措置)

第51条 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(健康診断)

第52条 教職員は、本学が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

2 前項の健康診断の結果に基づき、必要があると認める場合には、教職員に労働時間の制限等の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

3 教職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第53条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、当該教職員に就業の禁止を命ずるものとする。ただし、第1号に掲げる場合について伝染予

防の措置をしたときは、この限りでない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった場合

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった場合

2 前項の規定により就業を禁止しようとするときは、事前に医師の意見を聞くものとする。

第11章 出張

(出張)

第54条 業務上必要がある場合は、教職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じた日で、労働時間を算定し難いときは所定労働時間働いたものとみなす。

3 出張を命ぜられた教職員が帰任したときは、速やかに、報告しなければならない。

【一部改正】(21.4.1)

(赴任)

第55条 本学に採用された教職員は、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、定められた期間内に赴任できないときは、承認を得なければならない。

(1) 住居移転を伴わない赴任の場合 即日

(2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

(旅費)

第56条 前2条に規定する出張及び赴任に要する旅費については、国立大学法人群馬大学教職員等旅費規則の定めるところによる。

第12章 福利・厚生

(福祉事業)

第57条 学長は、教職員の生活の安定と福祉の向上並びに業務能率の増進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(宿舍の利用)

第58条 教職員の宿舍（本学が教職員に貸し付ける住宅をいう。）の利用については、国立大学法人群馬大学教職員等宿舍規程の定めるところによる。

第13章 災害補償

(災害補償)

第59条 教職員の業務上又は通勤途上の災害に対する補償については、労基法、労働者災

害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び国立大学法人群馬大学教職員災害補償法定外給付規程の定めるところによる。

【一部改正】（29.4.1）

第14章 退職手当

（退職手当）

第60条 教職員の退職手当については、国立大学法人群馬大学教職員退職手当規則の定めるところによる。

第15章 職務発明等

（職務発明等）

第61条 教職員の職務発明等については、国立大学法人群馬大学職務発明等規則の定めるところによる。

第16章 不服申立て

（不服申立て）

第62条 この規則の規定により不利益を受けた教職員は、苦情処理委員会に不服申立て（審査請求又は異議申立てをいう。）をすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日から引き続き助手である者については、教員とする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に休職から復職した場合における、改正後の第18条第2項の規定の適用については、当該復職の前の休職の期間を、同項に規定する休職の期間に含まないものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

大学院学生研究室 見取図（例）

保健学科 中央棟 2階 HA2-28 看護学院生室 47m²

